

## 「江戸時代」から「明治時代」へ 明治初期の史料をひもとく

はじめに

慶応 4 年 9 月 8 日、明治に改元されました。明治になり、様々な制度や西洋の文化が急速に取り入れられ、「江戸時代」から「明治時代」へと変わっていきました。大きく変わっていくなかで、人々のくらしはどのように変わっていったのでしょうか。教科書ではあまり取り扱われない人々の生活の変化を、大阪府や堺県が出した布令や当時の古文書から読み解きます。

凡例：布告＝太政官布告 達＝太政官達 府布令＝大阪府布令 県布令＝堺県布令

### 1. 改暦

#### 1) 太陽暦の採用

- ・明治 5 年 11 月 9 日 (1872 年 12 月 9 日)、太陽暦への移行を発表 [布告第 337 号]。  
明治 5 年 12 月 3 日 ⇒ 明治 6 年 1 月 1 日
- ・旧暦売買の禁止 [明治 5 年 11 月 府布令申 423 号]
- ・正月の過ごし方について [明治 5 年 11 月 府布令申 405 号]
- ・正月が 2 回と誤解!? [明治 6 年 1 月 19 日 府布令第 20 号]

#### 2) 時刻

- ・江戸時代は日の出と日の入りの時間にあわせて時刻が変化。3 通りの表し方。  
⇒ 太陽暦移行とともに、24 時間に固定。

#### 3) 祝祭日

- ・慶応 4 年 1 月 21 日 1 と 6 のつく日を休日 [太政官第 44 号]
  - ・明治 6 年 1 月 4 日 五節句の廃止、神武天皇即位日・天長節を祝日に。  
[太政官第 1 号、明治 6 年 1 月 15 日 府布令第 18 号]
  - ・明治 6 年 1 月 7 日 一六の日を休日  
[太政官第 2 号、明治 6 年 1 月 15 日 府布令第 17 号]
- 1 月 1 日～3 日、6 月 28 日～30 日、12 月 29 日～31 日  
これまでどおり 1 と 6 のつく日を休日に。ただし 31 日は除く。  
→ 大阪府は日曜日を休日にする予定だった! [明治 5 年 11 月 府布令申 404 号]
- ・明治 6 年 3 月 7 日 紀元節の制定 [布告第 91 号、6 年 4 月 17 日 府布令第 137 号]
  - ・明治 6 年 5 月 28 日 歴代天皇の祭日
  - ・明治 6 年 6 月 9 日 いくつか訂正  
神武天皇即位日＝紀元節 2 月 11 日・・・神武天皇元年正月朔日に相当  
明治天皇誕生日＝天長節 11 月 3 日・・・嘉永 5 年 9 月 22 日に相当

- ・明治6年7月20日 新暦による祝祭日の確定

[布告第258号、8月3日 府布令第293号]

- ・明治6年10月14日 祝祭日の布告 [布告第344号、11月 府布令第425号]

元始祭 1月3日／新年宴會 1月5日／孝明天皇祭 1月30日／紀元節 2月11日

神武天皇祭 4月3日／神嘗祭 9月17日／天長節 11月3日／新嘗祭 11月23日

- ・明治9年4月から、日曜日が休日、土曜日は正午まで。 [明治9年3月20日 達第27号]

☆官公庁の休日が学校を通して一般にも広まる。

## 2. 髪型

### 1) 散髪

- ・明治4年8月9日 散髪・脱刀の自由 [布告第399号]

「散髪制服略服脱刀共可為勝手事 但礼服ノ節ハ帯刀可致事」

大阪府では・・・

明治5年9月 頭髪に関する諭達 [府布令申308] → 半髪禁止

明治6年2月12日 散髪の告諭 [府布令第48号] → 散髪の促進

堺県では・・・

明治5年2月 散髪洋服は自由につき達 [戸籍掛から達]

明治5年11月9日 剃髪・結髪をやめ散髪すべき旨の諭達 [県庁]

明治6年1月30日 男子の結髪・剃頭につき再達 [区長から]

- ・散切り頭の割合（東京の場合）

「明治8年頃は2分5厘（25%）、明治10年頃は6分（60%）、14年頃は8分（80%）、16年頃は9分（90%）、21、22年頃は全く斬髪のみ（100%）」（『明治事物起源』）

「7分半髪、3分斬髪なり、商人職人の散髪日に多し」「斬髪の大流行といいながら、尚7、8割を出でざりしこと明なり」（明治6年『新聞雑誌』第81号・第174号）

### 2) 女性も散髪!?

明治6年1月13日 不仁の散髪および袴着用禁止につき諭達 [堺県 区長の諭達]

→ 女性も散髪するものと思った人がいる。

※明治5年4月5日には東京府が「女子断髪禁止令」を發布。

### 3. 雨具の使用

- ・明治3年1月8日 百姓・町人のコウモリ傘・合羽等の着用禁止 [府布令]
- ・明治4年3月17日 着用許可 [府布令]
  - ⇒ 魔刀への経緯と関係あり？
    - 慶応4年9月5日 苗字帯刀差許の農商取調方 [府布令]
    - 明治元年9月8日 苗字帯刀等由緒書の提出 [府布令]
    - 明治元年12月20日 御用商人の苗字帯刀禁止 [行政官]
    - 明治2年1月12日 百姓町人の苗字帯刀等特権の廃止 [9日行政官]
    - 明治2年3月20日 町人の帯刀乗馬並借馬屋の取締 [府布令]
    - 明治2年4月25日 百姓・町人の苗字帯刀禁止 [府布令]
    - 明治2年12月2日 士族の無刀乗馬禁止 [太政官]
    - 明治4年1月17日 百姓・町人風躰の戒告 [3年11月太政官]
    - 明治4年2月3日 農工商の帯刀禁止 [3年12月太政官]
    - 明治9年4月6日 帯刀の禁止 [布告第38号]

### 4.

#### 1) 庄屋・年寄の廃止

明治5年5月25日 庄屋・年寄の廃止、区戸長の設置 [府布令申184号]

#### 2) 戸籍

- ・明治4年10月10日 宗門人別帳の廃止 [10月大蔵省]

⇒ 壬申戸籍

「河内国河内郡今米村戸籍」(KZ-0001-97) 1871年

「堺縣管轄戸籍張」(KY-0014-1~9) など

#### 3) 苗字の使用

- ・明治3年10月12日 平民の苗字許可 [9月太政官]
- ・明治5年3月20日 苗字に付市民心得方の啓蒙 [府布令]
- ・明治5年5月 通称・名乗の併用禁止 [布告第149号]
- ・明治5年9月 苗字名・屋号の改称禁止 [布告第235号]
- ・明治5年9月26日 僧侶の苗字設定 [布告第265号]
- ・明治5年9月29日 改名の禁止 [府布令]
- ・明治5年10月22日 屋号を苗字とせる者の本姓復帰 [府布令]
- ・明治8年2月20日 平民の苗字確定方 [布告第22号]
- ・明治9年2月5日 苗字等改称禁止布告の改正 [布告第5号]

## 5. ちょっと変わった内容の布令

- ・慶応4年8月19日 枕絵販売の禁止 [府布令]
- ・慶応4年8月19日 男女混浴の禁止 [府布令]
- ・慶応4年8月 猥褻興業の禁止 [府布令]
- ・明治2年1月 諸道関門の廃止 [行政官]
- ・明治2年5月7日 夜間外出の注意 [府布令]
- ・明治2年5月9日 道路往来の心得 [行政官]
- ・明治2年5月12日 往来の妨害行為禁止 [府布令]
- ・明治3年8月5日 西洋車の禁止 [府布令申 355]
- ・明治3年11月9日 往来妨害行為の禁止 [府布令]
- ・明治3年12月 市中粗暴輩の嚴重取締 [府布令]
- ・明治4年2月4日 市中往来の妨害禁止 [3年12月太政官]
- ・明治4年4月8日 道路上出店等の禁止 [府布令]
- ・明治4年4月9日 路傍妨害物の撤去 [府布令]
- ・明治4年4月19日 橋梁保全及川中への塵芥投棄禁止 [府布令]
- ・明治4年5月4日 平民の乗馬許可 [4月太政官]
- ・明治4年5月12日 往来妨害の涼み床の禁止 [府布令]
- ・明治4年6月4日 道路・橋上等の取締 [府布令]
- ・明治4年8月23日 平民の襦・高袴等著用許可 [太政官]
- ・明治4年8月23日 華族・平民の自由通婚 [太政官]
- ・明治4年9月5日 穢多・非人の称廃止 [8月28日太政官]
- ・明治4年9月15日 四民平等・通婚自由の諭告 [府布令]
- ・明治4年9月 百姓・町人旧特権廃止 [府布令]
- ・明治4年10月25日 馬車鉄道障害・立入の禁止 [府布令]
- ・明治4年11月15日 馬車の往来試験的許可 [府布令]
- ・明治5年2月23日 平民乗馬心得 [府布令申 62号]
- ・明治5年4月27日 まくら絵等の売買禁止 [府布令申 156号]
- ・明治5年5月15日 路上の仏体取除 [県布令]
- ・明治5年5月24日 湯屋表等小便所の隠蔽 [府布令]
- ・明治5年5月25日 小児水死の予防警告 [府布令申 183号]
- ・明治5年6月 中暑予防法 [府布令]
- ・明治5年7月 街頭の袒裼・裸体禁止府布令 [府布令申 232号]
- ・明治5年8月 河豚の売買・食用の禁止 [府布令申 290号]
- ・明治5年9月 旧習・旧慣等の改廃 [府布令申 315号]
- ・明治5年10月 夜番の廃止、街灯設置の指示 [府布令申 351号]
- ・明治5年10月21日 路上障害物の撤去 [府布令申 359号]
- ・明治5年10月22日 市内清掃不行届の個所申立 [府布令]
- ・明治5年10月29日 飼犬・野犬の取締 [府布令申 368]

- ・明治5年10月 諸車右側通行 [府布令申 355号]
- ・明治5年11月 鉄道線路上の往来禁止 [府布令申 374号]
- ・明治5年11月 火葬場の死者衣類剥取禁止 [府布令申 375号]
- ・明治5年11月 流行病による死犬の処置 [府布令申 376号]
- ・明治5年11月6日 浴法心得及営業心得 [府布令申 377号]
- ・明治5年11月10日 道路の掃除條目 [太政官第 325号]
- ・明治5年11月19日 路上往来障碍物の撤去 [府布令]
- ・明治5年11月 町内路傍・環境の整備 [府布令申 391号]
- ・明治6年7月25日 火葬の禁止 [布告第 253号]
- ・明治6年7月28日 違式註違條例 [布告第 256号]
- ・明治6年7月29日 土葬の取扱 [府布令第 296号]
- ・明治6年8月5日 鶏家鴨等の路上飼放禁止 [府布令第 311号]
- ・明治6年12月15日 患者に水を禁ずるの害 [府布令第 467号]
- ・明治7年3月29日 道路掃除・溝渠疎通必要の諭示 [府布令]
- ・明治7年4月7日 桜ノ宮等の花枝折取禁止 [府布令第 114号]
- ・明治7年12月9日 蒸気車線路への障碍嚴禁 [府布令第 361号]
- ・明治8年2月4日 箕面山の勝区指定 [府布令第 38号]
- ・明治8年5月31日 火葬の解禁 [布告第 89号]
- ・明治8年6月25日 鐘・太鼓等鳴物の使用制限 [府布令第 240号]
- ・明治9年4月8日 丁年の制定 [布告第 41号]
- ・明治9年11月30日 野犬の捕獲、飼犬税の取立 [府布令第 306号]
- ・明治9年12月21日 違式註違條例 [府布令第 332号]
- ・明治10年3月3日 註違罪目の追加 [府布令第 66号]
- ・明治10年4月28日 註違罪目の改正 [府布令]
- ・明治11年1月11日 註違罪目中一部追加 [天第 3号]
- ・明治11年1月31日 註違罪目中改正 [天第 22号]
- ・明治11年3月7日 註違罪目中一部改正 [天第 39号]
- ・明治11年3月22日 註違罪目第4條の取消 [天第 49号]
- ・明治11年5月11日 註違罪目の追加 [天第 77号]
- ・明治11年8月3日 註違罪目第37條中追加 [天第 118号]
- ・明治11年9月11日 註違罪目第37條の改正 [天第 141号]

【参考文献】

- 大阪府史編集室編『大阪府布令集 1』、大阪府、昭和 46 年。
- 大阪府史編集室編『大阪府布令集 1』、大阪府、昭和 46 年。
- 山中永之佑編『堺県法令集 1』羽曳野資料叢書第 5 卷、羽曳野市、平成 4 年。
- 山中永之佑編『堺県法令集 2』羽曳野資料叢書第 6 卷、羽曳野市、平成 5 年。
- 石井研堂『増訂明治事物起源』、春陽堂書店、昭和 11 年。
- 国立天文台 HP <https://www.nao.ac.jp/>